

# 募集要項

## (観光振興支援)

### 1 町との雇用関係の有無

なし（一戸町観光協会へ所属予定）

### 2 町観光の現状

町の北部にある「御所野遺跡」は、自然と共生した縄文時代の文化を今に伝える貴重な遺跡であることが認められ、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の1つとして令和3年7月に世界遺産登録されました。

一方で、町の南側には、天然温泉やスキー場、天文台などがあり、大人から子どもまで楽しめる観光地となっています。

町ではこれら観光地を生かし、さらに発展させていくため、令和5年3月に「一戸町観光地域づくり戦略」を策定しました。この「一戸町観光地域づくり戦略」は、町内の観光事業に携わる事業者に参加いただき、目指したい姿と共に、それを実現するため、町の魅力を高める事業について計画を定めました。

### 3 活動内容

町では「一戸町観光地域づくり戦略」を着実に推進していくため、下記の活動を私たちと一緒に行っていただける方を募集します。

#### 【具体的な活動内容】

町や関係事業者と共に「一戸町観光地域づくり戦略」の推進に取り組んでいただきます。

- ・歴史や文化、自然を体験できるツアーの造成
- ・ふるさと納税返礼品増加に向けた取組
- ・新商品開発 など

※活動に当たって、適宜、観光協会の職員とミーティングをしながら事業を進めていきます。

※活動内容は適宜、協議し、決定していきます。

### 4 募集対象

- (1) 3大都市圏（注1）と政令指定都市又は地方都市（全部又は一部過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住する方で、一戸町地域おこし協力隊として採用された後、一戸町に住民票を異動させることが可能な方（任用を受ける前に既に一戸町に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方等）は含まない）

（注1）3大都市圏：関東圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県） 東海圏（岐阜県、愛知県、三重県）、近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）

- (2) 心身ともに健康で、地域活動に意欲を持って参加し、地域住民とコミュニケーションを図ることができる方

- (3) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (4) 観光振興に興味・関心のある方
- (5) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）やタブレットの一般的な操作ができる方
- (6) 他地域に向けてブログや SNS 等で情報発信を行える方
- (7) 任期満了後も一戸町に定住する意欲のある方
- (8) 普通自動車免許を取得している方または取得予定の方
- (9) 概ね 20 歳～45 歳未満（令和 6 年 4 月 1 日現在）の方

## 5 募集人数

1 名

## 6 勤務地

岩手県一戸町内

## 7 勤務時間

原則週 5 日、1 日 6 時間以内で、週 30 時間とするフレックスタイム制

※時間の割り振りは適宜相談のうえ決定します。

## 8 雇用形態・期間

(1) 一戸町の地域おこし協力隊として一戸町長が委嘱します。

※町との雇用関係はなく、一戸町観光協会に雇用されることとなります。

(2) 雇用期間は、採用の日から令和 7 年 3 月 31 日までとしますが、勤務実態により、採用日から 3 年を経過する日まで延長できます。

赴任の時期は、協議の上、変更することもできます。

## 9 給与・賃金等

月額 18 万円（規定に基づき各種手当を支給）とします。

ただし、扶養義務を負う配偶者を同伴して転入する場合は、3 万円を加算します。

期末・勤勉手当は在職期間の割合に応じて、6 月と 12 月に支給します。

## 10 待遇・福利厚生

(1) 社会保険（健康保険、厚生年金、介護保険）と労働保険（雇用保険、労災保険）に加入します。

(2) 住居は、一戸町と隊員が協議の上で決定し、家賃は予算の範囲内（5 万円上限）で一戸町観光協会が補助します。

(3) 引っ越しに係る経費、入居時の敷金等は隊員の負担となりますが、一部補助として着任後、次に計算される額の合計額をお支払いします。（上限 30 万円）

① 一戸町が定める職員等の旅費に関する条例に準じた移転料（「2 級、1 級の職務にあるもの」を適用します。）、着後手当及び扶養親族移転料

- ② 敷金等補助として、家賃2か月分に相当する額
- (4) 有給休暇あり（年間10日とします。ただし、年間の勤務日数に応じて変更となる場合があります。）

## 11 申込受付期間

令和6年2月22日（木）～令和6年3月21日（木）

## 12 審査方法

書類審査及び面接審査（オンライン面接有り）による

### (1) 第一次選考（書類審査）

提出書類受領後、書類選考の上、合否の結果を文書等で通知します。

#### ① 提出書類（提出された書類は返却しません。）

ア 一戸町地域おこし協力隊応募用紙

イ 一戸町地域おこし協力隊応募レポート

※一戸町ホームページからダウンロードしてください。

#### ② 提出先

〒028-5311

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

一戸町産業部商工観光課 あて

メール：shoko-kanko@town.ichinohe.iwate.jp

### (2) 第二次選考（面接審査）

第一次選考合格者について面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせします。

### (3) 採用合否結果の通知

合否の結果は第二次選考後、2週間以内を目処に文書で通知します。

※選考内容についてはお答えできません。

## 13 その他

- (1) 日常生活で自家用車が必要となりますので、自家用車の持込みをお勧めします。
- (2) 地域おこし協力隊として不適切と判断した場合は、任期中でもその職を解く場合があります。
- (3) 任期満了後、起業等自立される場合の各種支援制度がありますのでご相談ください。

## 14 問合せ先

一戸町産業部商工観光課

担当：大道

電話：0195-33-2111

FAX：0195-33-3770

メール：shoko-kanko@town.ichinohe.iwate.jp